令和７年度

蒲郡市浄化槽設置整備事業費補助金のご案内

単独処理浄化槽や汲み取り便槽をお使いの方が、環境への負荷を少なくすることのできる合併処理浄化槽に転換する場合に、転換に要する費用の一部を市が補助する制度です。

書類の提出先、問合せ先

市民生活部　環境清掃課（蒲郡市クリーンセンター内）

所　在　地　〒４４３－０１０５
蒲郡市西浦町口田土１番地

電　　話　０５３３－５７－４１００

ファックス　０５３３－５７－３９２４

1　補助対象者

⑴　市内に所在する主に自らの居住の用に供する建物又は延べ床面積の２分の１以上を自らの居住の用に供する建物に居住し、かつ、当該建物に現に住所を有する方

⑵　自ら居住する住宅にある単独処理浄化槽又は汲み取り便槽を廃止し、合併処理浄化槽を設置する方（建て替え、増改築等の建築確認を伴って合併処理浄化槽を設置する場合は除く）

⑶　市街化調整区域内にお住まいの方（下水道事業計画区域及び相楽地区集落排水更新事業合併処理浄化槽設置補助事業に該当する地域は除く）

⑷　市税の滞納がない方

※　その他条件により対象とならない場合がありますので事前にご相談ください。

2　補助金額（限度額）

人槽の規模	設置費	既存施設撤去費	宅内配管工事費
５人槽	３３２，０００円	単独処理浄化槽 １２０，０００円 汲み取り便槽 ９０，０００円	３００，０００円
６～７人槽	４１４，０００円		
８～５０人槽	５４８，０００円		

3　申請の手続き

⑴　補助金交付申請書の提出

※　必ず**工事着手前**に申請が必要です。提出は令和８年３月２日（月曜日）までです。

※　工事業者が書類を提出する場合は、**委任状**（別紙１）の提出が必要です。

※　書類に不備があった場合は、書類を受け付けることができません。

〔添付書類〕

ア　審査期間を経過した浄化槽設置届出書の写し（受付印のあるもの）
イ　設置場所の案内図
ウ　配置図及び排水経路図
エ　工事施工見積書（別紙２～４）及び工事請負契約書の写し
オ　浄化槽法に基づく設置業者登録証、浄化槽設備士免状等の写し
カ　全国浄化槽推進市町村協議会登録証の写し及び登録浄化槽管理票（Ｃ票）
キ　小型合併処理浄化槽機能保証制度による保証登録証（市町村用）
ク　型式適合認定書別添仕様書及び図面
ケ　既存施設の写真（カラー）及び位置図
コ　賃貸人の承諾書（住宅等を借りている場合、別紙５）
サ　浄化槽の維持管理に係る誓約書（別紙６）

⑵　**書類審査及び現地事前確認**

⑶　**申請者に交付決定通知書の送付**

⑷　**工事**

※　補助金の交付決定を受けてから工事に着手します。申請内容に変更等があった場合は**変更承認申請等**の手続が必要です。

※　工事中の写真撮影については、**工事写真撮影のポイント**（別紙７）を必ずご覧ください。

⑸　**補助金実績報告書の提出**

※　工事完了から**３０日以内**または**当該年度の３月１６日（月曜日）**のいずれか早い日までに提出して下さい。

〔添付書類〕
ア　浄化槽保守点検業者及び浄化槽清掃業者との業務委託契約書の写し
イ　浄化槽法定検査依頼書の副本及び契約書の写し
ウ　浄化槽転換に要した費用の領収書及び工事精算書（別紙８～１０）の写し
エ　浄化槽設置等工事施工の写真（カラー、着工前→工事中→完了後）
オ　浄化槽設備士が施工状況を確認したことを証する工事チェックリスト（別紙１１）
カ　浄化槽使用開始報告書又は浄化槽工事完了報告書の写し
キ　既存単独処理浄化槽廃止届の写し
ク　既存単独処理浄化槽又は既存汲み取り便槽の最終清掃実施記録の写し（撤去費の補助をうける場合のみ）

⑹　**書類審査及び現地完了検査**

⑺　**交付額確定通知書の送付**

⑻　補助金の請求

※　所定の請求書に金融機関名、支店名、口座番号（７桁)、口座名義人（フリガナ）を**正確に記入**し、提出して下さい。

※　申請者以外の口座に振り込む場合は、**委任状**（別紙１２）を提出してください。

4　転換の必要性

河川や海の汚れの主な原因は、家庭のお風呂や台所等から排出される生活雑排水です。

単独処理浄化槽や汲み取り便槽をお使いの方は、お手洗い以外の水（生活雑排水）を側溝にそのまま流しており、その水には汚れを多く含んでいます。

汚れを多く含んだ水が流れることで、川や三河湾の水質が悪くなるだけでなく、悪臭や虫などが発生し、近所の方に迷惑をかけることがあります。

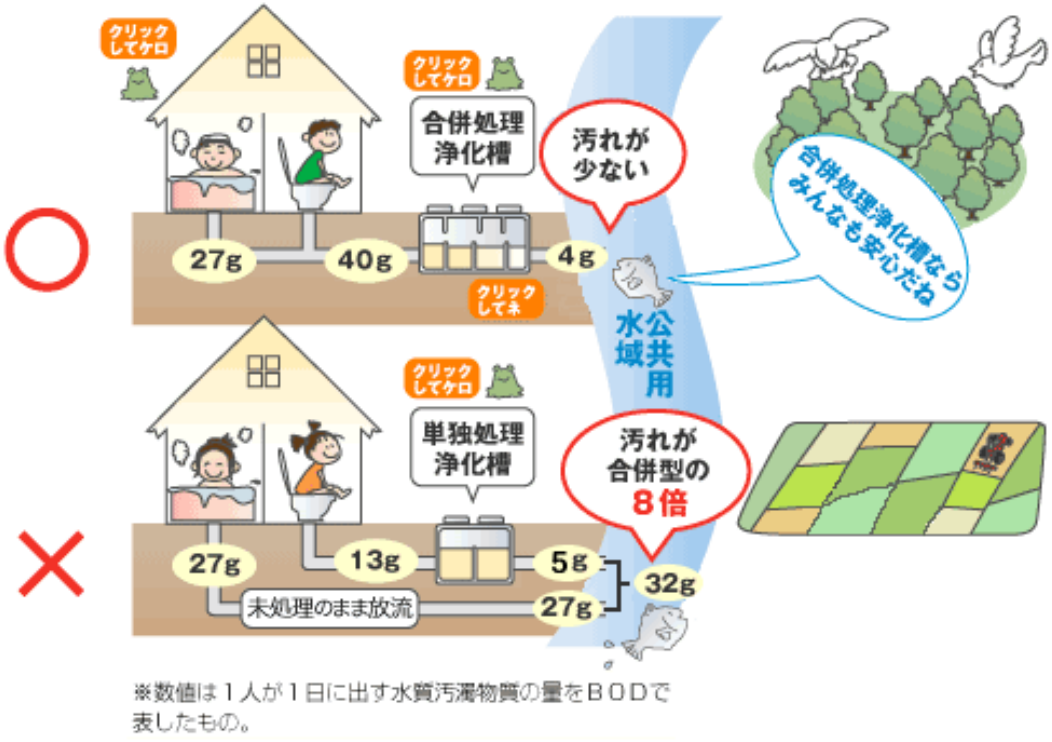

（環境省ホームページ「浄化槽サイト　自然にやさしい浄化槽のひみつ」より）